

「基本構想・試案」に対する意見（メモ）

【検討指針に関して】

- 素朴な疑問として、どう解釈すべきなのかよくわからない表現が数か所あります。
 - ・ 3 ページ 5～6 行目の「取り調べは・・・機動的かつ柔軟に供述を得ることができる手法として・・・」の下線部分の意味。
 - ・ 同 10～12 行目の部分における「捜査段階における信用すべき供述内容」がなぜ「信用すべき」と言い得るのか。
 - ・ 4 ページ 7～11 行目の表現における「国民意識の変化」とは何か？どう評価すべき問題なのか？

- これまでの刑事司法制度に関わる評価に関して、肯定的な表現と問題点指摘の表現との間のバランスに疑問を感じます。肯定的評価は言い切りの表現でなされています。具体的には、3 ページのなかでの取調べや供述調書に関わる表現の「機能を果たしてきた」「機能してきた」「大きく貢献してきたと言い得る」等の記述です。これに対して、問題点に関する記述については、同じページで、「とも指摘される」「と指摘される事態が見られる」「との指摘もなされている」など、意見としての表現となっています。バランスを欠くように思われます。

- 全般に関わる視点ですが、時代状況に関わる事柄として、「科学技術の進展及びその普及」が重要な要素として取り上げられるべきではないでしょうか。

- 5 ページの上部、4～6 行目の要約内容は、全ての要素をつないだ一文とせず、その下の詳細内容における、第一、第二、第三の要素ごとに記述した方がわかりやすいのではないのでしょうか。とりわけ、第一の要素である「適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」という点は要約においても外せない要素であると考えます。

【各論】

- ☆ 取調べの録音・録画制度

●基本的枠組みとして、「②録音・録画の対象範囲を取調官の一定の裁量に委ねる制度」が検討対象となっていることには賛成できません。原則として取調べの全過程の録音・録画を義務付ける制度とすることを基本的枠組みとすべきと考えます。当部会においても、「政策的にできる限り広い範囲で録音・録画が実施されるものとするのが望ましいことに大きな異論はなかった」とされています。(8ページ) 「手続の透明性と国民に対する説明責任」という視点を踏まえれば、取調官の裁量に委ねる制度は、「制度」とはいえないと思います。

●本試案は、録音・録画に伴う弊害の例外的事例の可能性を強調していますが(8ページ)、例外的事例の可能性から制度を構想するのはいかがなものでしょうか。録音・録画の基本を原則としたうえで、「一定の例外事由」を具体的に明確にしていくという流れが本来の筋道ではないでしょうか。

●対象事件について、裁判員制度対象事件の身柄事件に限定する理由がよくわかりません。録音・録画制度の趣旨が適正な取調べの担保にあるとすれば、その必要性は、裁判員制度対象事件の身柄事件に限られず、すべての取調べに通ずるものと考えます。そもそも本部会発足の前段の「検察の在り方検討会議」設置の契機となった村木さんの事案が、これでは対象にならないということ自体、理解に苦しみます。

●仮に何らかの説得的な理由があって当面の対象を一定の範囲に限定するとしても、本部会としては、あくまでも「あるべき姿」を明確にし、その「あるべき姿」に向けて拡大していくことが明記されるべきと考えます。

●参考人取調べの録音・録画は先送りすべきではないと考えます。「一律に制度の対象とする必要性に乏しく」と述べられていますが(10ページ)、この点も、村木さんの事案を忘れてはならないと思います。少なくとも、検察の取り調べに関してはすべての事件について、参考人も含めたすべての取り調べを録音・録画することを検討すべきと考えます。

☆ 通信傍受

●通信傍受については、今日の技術進展の状況も踏まえれば、組織犯罪や振り込め詐欺の摘発のためにもっとその機能が活用されてしかるべきと考えます。基本的人権の保障・プライバシーの保護という原則を守るための対策を前提としつつ、検討がされるべきと考えます。

☆ 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

●現行刑事訴訟法も、任意捜査を原則としていると理解しています。しかし、重大事件でなくても、ピラ配りや交通事故などでも逮捕、勾留が行われているとの報道を目にします。あくまでも任意捜査が原則で身体拘束は例外であることが国民にも分かるような法律にすべきではないでしょうか。また出頭確保のために在宅か勾留かの二者択一では、あまりにもリスクが大きすぎます。身体拘束をせずにある程度拘束力のある出頭確保制度、たとえば、住所の制限や一定の者への面会の制限など、裁判官が命令を出せる制度を創設してはどうでしょうか。

●現行法では、お金を積まないとい保釈されません。資力の有無が被告人の自由を分けることになってしまっています。住居制限や、一定の者への面会制限、裁判官への連絡義務、保釈逃亡罪の新設等、資力がなくても保釈が許可される条件を創設すべきと考えます。

☆ 弁護人による援助の充実化

●被疑者国選弁護人制度を逮捕段階に前倒すことが検討されるべきと考えます。憲法第34条の趣旨は、被疑者に対し、弁護人から援助を受ける機会を持つことを保障しているものではないでしょうか。また黙秘の助言についても、憲法第38条が被疑者に黙秘権を認めていることとの関わりを重くとらまえておくべきと考えます。

☆ 証拠開示制度

●証拠開示制度の検討も、国民に対する透明性確保と説明責任の視点から進められるべきと考えます。捜査官が収集・作成した証拠は捜査官のものではなく、いわば国民全体のものであるから、それらの証拠によって国民を訴追しようとするのであれば、原則すべて開示することが透明性を確保し、説明責任を果たすことになると考えます。

●仮に現在の証拠開示制度の基本的枠組みを維持するとしても、開示すべき類型証拠として、「被告人に有利と思われる証拠」を新たに加えるべきであり、また警察官・検察官は保管している証拠のリストを作成して開示すべきと考えます。証拠開示制度については司法制度改革において十分に議論したとのご意見もありますが、その後さまざな問題が生じたがゆえにこの部会があるのであり、改めて検討をすることは、この部会の趣旨に十分合致するものと考えます。

☆ 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

●当該の方々の心情を十分に踏まえて積極的な検討がなされるべきと考えます。様々な観点で前に進めていただきたいと思います。

☆ 自白事件を簡易迅速に処理するための手続

●争いのない事件の処理は簡易迅速に行える制度を整備すべきと考えます。従来の発想を転換して、新しい制度構築に知恵を絞る必要があると思います。

☆ 事実認定と量刑に関する手続の在り方（手続二分）

●手続二分は先送りせず、当部会で検討すべきと考えます。「できる限り制度の内容等が明確化され、国民にも分かりやすいものとなることが望ましい」（４ページ）という、本試案全体を貫く視点からも、積極的に検討されるべきと考えます。また、被告人の更生可能性との関わりでの論点についても議論されてしかるべきと考えます。

☆ ２号書面制度の在り方

●村木さんの事案の教訓は、２号書面問題を抜きには論じられないと考えます。基本構想案は、「現行のいわゆる２号書面制度に係る運用については、おおむね理解が得られているところと思われ」と好意的な記述をしていますが、部会の議論状況とは異なるように思われます。取調べの全過程の録音・録画なしに証拠能力を肯定すべきではないと思います。

☆ DNA型資料の採取・保管

●科学技術の進展状況を踏まえ、積極的な活用に向けた検討の深掘りと、これまでの取り扱いの精査をすべきと考えます。

【今後の検討方向】

●部会分科会（作業グループ）のメンバー構成については、本部会が求められる「国民への分かりやすさ」の視点も踏まえ、専門家のみとしないことが妥当ではないでしょうか。

【その他】

●新たな刑事司法制度の検討指針として、「できる限り制度の内容等が明確化され、国民にも分かりやすいものとなることが望ましい」（４ページ）とすることは極めて重要なことと評価します。そのことを国民に一層わかりやすく表現するためには、国民に対して「手続を透明化し、国民に対する説明責任を果たす」制度とすべきことを明記すべきと考えます。この点を制度改革の基本的スタンスとすべきと考えます。

●視察した諸外国の例の引用が、新たな捜査手法の導入などには積極的に行われているものの、反対に録音録画制度の運用や、弁護人の援助の充実化などには引用されていないなど、やや偏りのある印象を受けます。

●本来守秘義務をもって扱われるべき証拠である取調べの内容が、おおっぴらに報道され、全国津々浦々にさらされている現状に非常に疑問を感じます。例えば殺人事件においてどのように殺されたかといった状況の描写など、被害者及びご家族の心情の観点からしても、このような事態はあってはならないことと考えます。

以上